

アール・アンド・エー・シー販売パートナー規約

本「アール・アンド・エー・シー販売パートナー規約」（以下「本規約」といいます。）は、株式会社アール・アンド・エー・シー（以下「当社」といいます。）が取り扱うソフトウェア、クラウドサービスその他製品及びこれに付随するサービスの販売代理業務（取次方式）の委託に関し、当該業務の受託者（以下「販売パートナー」といいます。）との間における基本的な権利関係を定めるものです。

第1条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 「本製品」

当社が取り扱うソフトウェア、クラウドサービスその他製品及びこれに付随するサービスであって、別途当社が指定したものをいいます。

(2) 「顧客」

販売パートナーが、本規約の定めに従い販売する販売先の法人又はその団体をいいます。

(3) 「本件業務」

本規約の定めに従い、当社が本製品の販売に関し販売パートナーに委託する業務の総称をいいます。

(4) 「販売契約」

当社と顧客との間で締結される本製品の購入又は利用に関する契約をいいます。

(5) 「販売パートナー契約」

第4条の定めに従い当社と販売パートナーとの間で締結される、本件業務の業務委託に関する契約をいいます。

第2条（本規約の目的）

- 1 本規約は、販売パートナーが当社から委託された業務を適正かつ確実に遂行するため、当社と販売パートナーとの間の権利及び義務の基本的事項を定めることを目的とします。
- 2 当社及び販売パートナーは、法令を遵守し、かつ信義誠実の原則に従って誠実に販売パートナー契約上の義務を履行するものとします。

第3条（本規約の改定）

- 1 当社は、当社の判断において、いつでも本規約の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は、販売パートナーに対して、本規約の内容の変更の効

力発生の相当期間前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を当社が適当と判断する方法により通知します。

- 2 販売パートナーが、本規約の変更の効力発生後も本件業務の遂行を継続した場合又は販売パートナー契約の終了の申出を行わない場合、当該販売パートナーは、変更後の本規約に同意したものとみなされます。販売パートナーは、自己の責任において、随時、最新の本規約の内容を確認するものとします。

第4条（販売パートナー登録）

- 1 本件業務の受託を希望する事業者（以下「パートナー希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、当社の定める方法に従い情報を当社に提供することにより、販売パートナー登録の申請をすることができます。かかる申請があった場合、当社は、別途当社の定める審査基準に従って、当該パートナー希望者の販売パートナー登録についての審査を実施します。
- 2 前項の場合、当社は、審査に必要な書類の提出を求めることがあり、パートナー希望者は、当該書類を速やかに提出するものとします。パートナー希望者が当該書類を提出しない場合には、当社は、当該パートナー希望者の登録を拒否することができるものとします。
- 3 当社が第1項にかかるパートナー希望者の申請を承諾する場合には、別途当社が定める方法によりその旨の通知を行います。当該通知がパートナー希望者に発送された時点で、当社と当該パートナー希望者との間で、本規約の内容による販売パートナー契約が成立するものとします。
- 4 前項により当社が販売パートナーの登録を承諾した場合であっても、パートナー希望者が虚偽の事実を申告したことが判明した場合には、当社は直ちに販売パートナー契約を解除することができるものとします。

第5条（本件業務）

- 1 当社は、販売パートナーに対し、以下の各号の業務を内容とする本件義務（取次方式）を委託し、販売パートナーはこれを受託します。
 - (1) 本製品の販売促進業務
 - (2) 販売契約の申込みを希望する顧客の取次（以下「取次業務」といいます。）
 - (3) 当社と顧客とが円滑に連絡を取れるよう調整等を行う業務
 - (4) 前各号に付随する業務
 - (5) その他当社及び販売パートナーとの間で合意した業務
- 2 販売パートナーは、善良なる管理者の注意をもって本件業務を遂行するものとします。
- 3 販売パートナーは、本件業務を自らの責任において遂行するものとし、本件業務遂

行の過程において、顧客その他第三者との間で紛争が生じた場合、これを自らの責任により解決し、専ら当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社に一切の負担を負わせないものとします。

第6条（取次業務の実施方法）

- 1 販売パートナーは、顧客から本製品の購入又は利用希望の申込みがあった場合、当該顧客を別途当社が指定する方法により当社に取り次ぐものとします。
- 2 当社は、販売パートナーより顧客の取り次ぎを受けた場合、当該顧客との間における本製品の販売契約締結の審査を実施するものとし、当該顧客との間で契約条件の合意に至った場合には、当該顧客との間で本製品の販売契約を締結します（販売パートナーが取り次いだ顧客と当社との間で締結された販売契約を、以下「対象契約」といいます。）。
- 3 前項にかかわらず、顧客と本製品の販売契約を締結するか否かの判断は、当社の裁量によるものとします。販売パートナーは、自らが取り次いだ顧客と当社との間で本製品の販売契約が締結されない場合があることにつき、予めこれを承諾するものとします。
- 4 販売パートナーは、本製品の購入又は利用について顧客を勧誘するにあたり、別途当社が各本製品の種類ごとに指定した本製品の販売価格を提示するものとし、当社の事前の承諾なく、当社が指定した販売価格と異なる価格により顧客を勧誘してはならず、また当社の指定した販売価格と異なる価額による本製品の購入又は利用希望を取り次がないものとする。

第7条（商標等の使用）

- 1 当社は、販売パートナーに対して、販売パートナー契約の有効期間中、以下の各事項を遵守することを条件として、当社が指定する商標その他のマーク（以下「本商標等」という。）を使用することを許諾します。
 - (1) 当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、販売パートナー契約の履行以外の目的で本商標等を使用してはならず、また、第三者をして使用させないこと
 - (2) 本商標等の使用にあたって、マニュアルその他当社が指定する文書に従うとともに、当社の指示を遵守すること
- 2 販売パートナーは、本商標等と同一又は類似の商標を、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、自己を権利者とする商号、商標、ドメイン名として出願、登記又は登録してはならないものとします。
- 3 販売パートナーは、本商標等の使用について第三者から異議を述べられた場合、直ちにその旨を当社に報告するものとします。販売パートナーは、当社と協議の上で

当該異議に応じるものとし、当社の事前の承諾なく当該第三者と当該異議に対しての交渉、示談、和解、応訴を行わないものとします。

- 4 販売パートナーは、販売パートナー契約が終了したときは、本商標等の使用を直ちに中止するとともに、当社の指示に従い、本商標等の表示を直ちに抹消乃至削除するものとします。

第8条（知的財産権の帰属）

本製品及び本製品の利用により提供されるサービスに関する特許権、商標権、著作権、その他の一切の知的財産権は、当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属するものとし、販売パートナー契約の締結により、いかなる知的財産権も譲渡されるものではなく、また、販売パートナー契約に明示するものを除き、使用許諾その他いかなる権限も与えられるものではありません。

第9条（販売代理手数料及びその支払い方法）

- 1 当社は、販売パートナーに対し、本件業務の対価として、販売代理手数料（以下「手数料」といいます。）を、毎年2月、5月、8月、11月末日締めにて、当該月までの四半期の間における対象契約にかかる本製品の対価の受領金額を算定のうえ、別紙（手数料算定表）に基づき当該四半期における手数料総額を算出し、締め日の属する月の翌月末日までに別途販売パートナーの指定した金融口座に振込の方法により支払います。なお、振込手数料は当社が負担します。
- 2 本製品の対価のうち、月額、年額その他本製品の利用継続中継続して支払われる対価にかかる手数料は、顧客に拠る当該本製品の利用開始日を含む月の翌月初日から36ヶ月間（以下「手数料支払期間」といいます。）のみ発生するものとします。

第10条（報告義務）

- 1 販売パートナーは、別途当社からの求めがあった場合、以下の事項について、当社が指定する方法で当社に報告を行うものとします。
 - (1) 報告を求めた時点までに締結された対象契約にかかる本製品の種類、数量及び対価の総額
 - (2) 見込顧客との商談の状況及びその提案内容
 - (3) その他、当社が指定する事項
- 2 販売パートナー契約の有効期間が満了し、又は販売パートナー契約が解除される場合は、販売パートナーは、契約終了時における本件業務の遂行状況その他当社が指定する事項を当社に報告するものとします。
- 3 販売パートナーは、当社が要請する場合には、遅滞なく、本条の報告の根拠となった帳簿その他の記録を開示するものとします（以下「記録等の開示」といいます。）。

- 4 記録等の開示の結果、販売パートナーによる報告に遺漏があることが判明した場合、販売パートナーは、当該遺漏により当社が過剰に支払った手数料又は受領されていない本製品の対価をただちに当社に支払わなければならないものとします。なお、当該支払が行われた場合であっても、当社による損害賠償請求を妨げられないものとします。

第11条（資料等の提供）

- 1 当社は、販売パートナーから要請があった場合には、本製品の販売促進のために必要な範囲内で、本製品に関するカタログ、パンフレットその他の資料等（以下「資料等」という。）を、販売パートナーに貸与又は提供することができるものとします。
- 2 販売パートナーは、前項の資料等を、厳重に保管・管理するものとし、本件業務以外の目的で使用してはなりません。
- 3 第1項の資料等以外の本製品に関する広告宣伝費用は、販売パートナーが負担するものとします。

第12条（本製品の取扱い又は本製品にかかるサービスの停止）

販売パートナーは、当社の単独の裁量により、本製品の販売を停止すること、当社が顧客に対して販売した本製品により提供されるサービスを停止すること又は販売契約（本製品の購入することにより提供を受けられるサービスの利用にかかる契約を含みます。）を解除すること（以下「サービスの停止等」という。）ができることに、あらかじめ同意するものとします。なお、当社は、サービスの停止等を行う場合、可能な限り、事前に販売パートナーに通知するものとします。

第13条（非保証）

当社は、販売パートナーに対し、販売パートナーが期待する本件業務にかかる手数料収益が生じることその他販売パートナー契約の締結により販売パートナーが一定の利益を享受することにつき、いかなる保証も行わないものとします。

第14条（クレーム対応等）

- 1 販売パートナーは、第三者（顧客、顧客予定者を含む。）から販売パートナーによる本製品の販売行為に関してクレーム、請求等を受けた場合、その旨を遅滞なく当社に通知するものとします。この場合、販売パートナーは当該クレーム、請求等への対処方法につき、当社と協議の上決定された内容に従い対応するものとします。
- 2 当社は、前項の対応に関連して販売パートナーに生じた一切の費用及び損失を補償しません。ただし、当該クレーム、請求等の原因が専ら当社の責に帰すべき事由

による場合は、第21条第2項に定める範囲及び金額の範囲にて、販売パートナーに生じた費用及び損失を補償するものとします。

第15条（禁止行為）

- 1 本件業務を遂行するにあたり、販売パートナーは、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本件業務の遂行にあたって、手数料の一部を顧客に対しフィードバックする等金銭等の供与を行うこと
 - (2) 当社の部署、子会社あるいは当社の従業員であるかのような名刺、パンフレット、チラシ等を作成、使用し、本件業務を実施すること
 - (3) 顧客の承諾を得ずに当該顧客が本製品を購入したとの情報を公表すること
 - (4) 当社から提供を受けた資料等を当社の承諾を得ず改変して利用すること
 - (5) 当社の信用を著しく失墜させること
 - (6) 顧客に対し、本製品又は本製品の購買により利用できるサービスの内容の誤認・混同を誘引するような行為又は誇大広告を行うこと
 - (7) 顧客に対し、詐欺・強迫的手段を用いて本件業務を行うこと
 - (8) 当社の事前の明示的な書面による承諾なくして、当該顧客への経済条件の優遇その他の当社を拘束するような言動を行うこと
 - (9) 販売パートナーが個人である場合において、販売パートナーが、販売パートナー契約を継続した状態で当社と競合する他の会社の社員、役員又は従業員になること
 - (10) 公序良俗に反する情報発信や販売、あるいはそれに類似する行為を行う事業者に対して本件業務を実施すること
 - (11) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
 - (12) 販売パートナーが反社会的勢力を援助・助長すること（反社会的勢力をエンドユーザとして本件業務を行う場合を含む）
- 2 販売パートナーが前項各号に該当する行為を行った又はそのおそれがあると合理的に判断される場合、当社は、当該販売パートナーによる本件業務の遂行を停止させることができ、かつ、未払いの手数料を将来に亘って留保又は停止することができるものとし、かつ、当該違反又は違反のおそれが解消されるまで、これを継続することができるものとします。なお、本項に基づく措置により販売パートナーの損害が生じた場合であっても、当社は当該販売パートナーに対する損害の賠償義務を負わないものとします。

第16条（秘密保持義務）

- 1 当社及び販売パートナーは、相手方又は顧客から開示を受け又は知り得た相手方又は顧客の販売上・技術上又はその他一切の業務上の情報（以下「秘密情報」とい

う。)を厳重に保管し、管理するものとします。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報に含まれません。

- (1) 開示を受ける前に既に保有していた情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方又は顧客から提供を受けた情報によらず、独自に得た情報
 - (4) 販売パートナー契約に違反することなく、かつ、開示を受けた者又は知り得た者の責によらずして公知となった情報
- 2 当社及び販売パートナーは、相手方の事前の書面による承諾なく、秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとします。ただし、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の命令又は要求があった場合は、当該開示先に対し必要な範囲内に限り、秘密情報を開示することができるものとします。
- 3 当社及び販売パートナーは、前項ただし書に基づいて秘密情報を開示する場合、当該法令等により可能であるときに限り、相手方にその旨を通知するものとします。

第17条（秘密情報の管理）

- 1 当社及び販売パートナーは、秘密情報について、販売パートナー契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、当該目的の範囲を超える使用、複製又は改変が必要なきときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。
- 2 当社及び販売パートナーは、秘密情報を、販売パートナー契約の目的のために知る必要のある自己の役員及び従業員に限り開示できるものとします。この場合、当社又は販売パートナーは、販売パートナー契約に基づき自己が負担する秘密保持義務と同等の義務を、当該役員及び従業員に遵守させるものとし、かつ、当該役員又は従業員の行為について連帯して責任を負うものとします。

第18条（個人情報の適正取得）

- 1 販売パートナーは、本件業務の遂行に関し、顧客その他の第三者から個人情報（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）により定義される「個人情報」をいいます。以下同じ。）を取得するに際しては、別途当社の定める個人情報保護方針又は本製品の利用に関するプライバシーポリシーを顧客その他の第三者に明示のうえ、その確認及び同意を得てこれを取得するものとします。
- 2 前項のほか、当社及び販売パートナーは、個人情報の取得に関し、個人情報保護法その他関連法規及び当社又は販売パートナーに適用のあるガイドラインその他の規制を遵守することを表明し、保証するものとします。

第19条（反社会的勢力の排除等）

- 1 当社及び販売パートナーは、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら及びその役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (2) 自己又は第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる関係を有していないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、販売パートナー契約を締結するものでないこと
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為をしないこと
- 2 当社及び販売パートナーは、相手方が前項の保証に違反した場合又はそのおそれがあると合理的な理由により判断した場合、事前に通知又は催告することなく、販売パートナー契約の解除をすることができるものとします。なお、本項による解除によって相手方に損害が生じた場合であっても一切賠償する義務を負いません。
- 3 当社又は販売パートナーは、本条に違反したことにより相手方に損害が生じたときは、その一切の損害を賠償する義務を負うものとします。

第20条（再委託）

販売パートナーは、本件業務の一部又は全部を、第三者（問屋、販売代理、仲介、2次代理店のあらゆる形態を含む。）へ再委託してはならないものとします。ただし、当社の事前の書面（電磁的方法も含まれます。）による承諾を得た場合は除きます。

第21条（損害賠償義務）

- 1 当社及び販売パートナーは、販売パートナー契約に違反して相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、当該損害の賠償を行うものとします。ただし、本規約の条項により免責されている場合を除きます。
- 2 当社が販売パートナーに対して販売パートナー契約に関連して損害賠償責任を負う場合、その損害賠償の範囲は、当社の責に帰すべき事由に起因して販売パートナ

一に現実に発生した直接かつ具体的な通常の損害に限られるものとし、その損害賠償の額は、直前6ヶ月間において販売パートナーが収受した手数料相当額の総額を上限とするものとします。ただし、当社の故意又は重過失による場合は、当該上限は適用しないものとします。

第22条（契約の解除）

- 1 当社及び販売パートナーは、相手方に以下の各号の事由（第1号は販売パートナーのみに適用されます。）が生じたときには、相手方に対して何らの催告をすることなく直ちに販売パートナー契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 第15条第1項各号の違反又はその合理的な疑いがあるとき
 - (2) 販売パートナー契約及びこれに基づく約定の重大な違反があったとき
 - (3) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受けたとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産、民事再生、会社更生手続の開始又は特別清算開始の申立てがなされたとき
 - (6) 自ら振出し、又は引き受けた手形若しくは小切手が不渡処分を受けるなど、支払停止状態に至ったとき
 - (7) 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しその他これらに準じる処分を受けたとき
 - (8) 営業の廃止又は解散決議がなされたとき
 - (9) 銀行取引停止処分を受けたとき
 - (10) 相手方の信用を失わせる行為をしたとき
 - (11) その他販売パートナー契約を継続しがたい相当の事由があるとき
- 2 当社及び販売パートナーは、相手方が販売パートナー契約及びこれに基づく約定に違反し、相当の期間を定めて履行又は違反の是正を催告したにも関わらず、当該期間内にその履行又は違反の是正をしないときは、販売パートナー契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第23条（中途解約）

当社及び販売パートナーは、書面による3か月前の通知によって、販売パートナー契約を解約することができるものとします。ただし、販売パートナーは、第3条に基づく本規約の変更等につき、同意することができない場合は、書面による通知をすることにより、販売パートナー契約を即時に解約できるものとします。

第24条（不可抗力による契約の終了）

- 1 天災地変その他当社及び販売パートナーの責に帰することができない事由により、

販売パートナー契約の目的を達することが不可能となった場合、販売パートナー契約は当然に終了するものとします。

- 2 前項により契約が終了する場合、これによって当社又は販売パートナー契約が被った損害について、各相手方はその責を負わないものとします。

第25条（契約終了時の措置）

- 1 販売パートナー契約が終了したときは、販売パートナーは、直ちに当社の代理店である旨の表示を中止し、以後当社の代理店である旨の表示を行わないものとします。
- 2 販売パートナー契約が終了した場合であっても、当社が別途指示をしたときは、販売パートナーは、その指示に従って、当該販売パートナーによる本件業務の遂行により対象契約を締結した顧客にかかる引継ぎに関する業務を継続して行わなければなりません。

第26条（預託物等の返還）

販売パートナー契約が終了したとき、又は当社の要求があったときは、販売パートナーは、秘密情報及び販売パートナー契約に関して当社から預託された一切のもの（第11条の資料等の他、当社より開示された秘密情報・個人情報等の記録された媒体及びそれらの複製物を含みます。）について、返還その他当社の指示に従った措置を直ちに講じるものとします。

第27条（譲渡の禁止）

- 1 当社及び販売パートナーは、相手方の書面による事前の承諾なく、販売パートナー契約上の地位又は販売パートナー契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保の目的に供してはならないものとします。
- 2 前項にかかわらず、当社が、本製品に係る事業を第三者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い販売パートナー契約上の地位、販売パートナー契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、販売パートナーは、かかる譲渡につき本項において予め同意するものとします。本項にいう事業譲渡には、当社が消滅会社又は分割会社となる合併又は会社分割等による包括承継を含むものとします。

第28条（契約期間）

販売パートナー契約の有効期間は、販売パートナー契約締結の日から1年とします。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに、当社又は販売パートナーいずれからも書面による別段の申し出がないときは、販売パートナー契約の有効期間は自動的に1年延長す

るものとし、以降これに準じるものとします。

第29条（存続条項）

第7条第2項及び第4項、第8条、第13条、第16条、第17条、第18条第2項、第19条第2項及び第3項、第21条、第24条、第25条、第26条、第27条、本条、第30条及び条項の性質に鑑み当然に存続すべき規定は、期間満了、解除、その他の理由の如何を問わず販売パートナー契約が終了した後もその効力を存続するものとします。

第30条（準拠法及び管轄裁判所）

当社及び販売パートナーは、販売パートナー契約の準拠法を日本法とし、販売パートナー契約に起因し又は関連する一切の紛争につき、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とすることに合意するものとします。

以上

別紙（手数料算定表－共通）

1. V-ONE クラウド**(1) 手数料率**

| 初期費用・月額料金及びオプション名 | 初期費用 | 月額利用料 |
|---------------------|------|-------|
| 本体 | なし | 20% |
| ライセンス | なし | 20% |
| オプション | なし | 20% |
| 保守・支援費用・カスタマイズ・アドオン | なし | なし |

(2) 手数料算定条件など

- ① 手数料算定の基準とする価格は、原則として「V-ONE クラウド価格表」に記載の価格（以下、「標準販売価格」という）とします。
- ② 価格表については、弊社 HP<https://www.r-ac.co.jp/price_list/>を御参照下さい。
- ③ 顧客がいずれかの特典もしくは日割りを受け、標準販売価格とは異なる価格が適用された場合には、顧客が実際に支払う金額に基づき、手数料を算定します。
- ④ 「オプション」のうち「入金データ自動連携オプション」は対象外です。

2. Victory-ONE【決済管理】**(1) 手数料率**

| 初期費用・月額料金及びオプション名 | 初期費用 | 月額利用料 |
|---------------------|------|-------|
| 本体 | なし | 20% |
| ライセンス | なし | 20% |
| オプション | なし | 20% |
| 保守・支援費用・カスタマイズ・アドオン | なし | なし |

(2) 手数料算定条件など

- ① 手数料算定の基準とする価格は、原則として「Victory-ONE【決済管理】価格表」に記載の価格（以下、「標準販売価格」という）とします。
- ② 価格表については、弊社 HP<https://www.r-ac.co.jp/price_list/>を御参照下さい。
- ③ 顧客がいずれかの特典もしくは日割りを受け、標準販売価格とは異なる価格が適用された場合には、顧客が実際に支払う金額に基づき、手数料を算定します。

3. Victory-ONE【検収照合】

(1) 手数料率

| 初期費用・月額料金及びオプション名 | 初期費用 | 月額利用料 |
|---------------------|------|-------|
| 本体 | なし | 20% |
| ライセンス | なし | 20% |
| オプション | なし | 20% |
| 保守・支援費用・カスタマイズ・アドオン | なし | なし |

(2) 手数料算定条件など

- ① 手数料算定の基準とする価格は、原則として「Victory-ONE【検収照合】 価格表」に記載の価格（以下、「標準販売価格」という）とします。
- ② 価格表については、弊社 HP<https://www.r-ac.co.jp/price_list/>を御参照下さい。
- ③ 顧客がいずれかの特典もしくは日割りを受け、標準販売価格とは異なる価格が適用された場合には、顧客が実際に支払う金額に基づき、手数料を算定します。

4. Victory-ONE/G4(オンプレミスモデル)

(1) 手数料率

| 初期費用・月額料金及びオプション名 | 初期費用 | 保守費用 |
|---------------------|------|------|
| 本体 | 10% | なし |
| ライセンス | 10% | なし |
| オプション | 10% | なし |
| 保守・支援費用・カスタマイズ・アドオン | なし | なし |

(2) 手数料算定条件など

- ① 顧客がいずれかの特典もしくは日割りを受け、標準販売価格とは異なる価格が適用された場合には、顧客が実際に支払う金額に基づき、手数料を算定します。
- ② 「オプション」のうち「入金データ自動連携オプション」は対象外です。

以上